

「おいしが うれしが」園芸品目のブランド力強化事業補助金 公募要領（概要）

1) 目的

この補助金は、地域で生産されている園芸品目の生産者等が販売業者や観光等のサービスを提供する事業者と連携し、コンセプト構築やロゴデザイン作成、商標登録等の、魅力発信につながる取組に必要な経費の一部を補助することで、園芸品目のブランド力の向上に資することを目的とします。

2) 事業実施主体

事業実施主体は、原則として県内に事業所を有する下記のいずれかの者とし、ただし、(1)に区分される者が事業実施主体となる場合(2)に区分される者を、(2)に区分される者が事業実施主体となる場合(1)に区分される者を、1者（1団体）以上連携事業者に位置づけ連携した取組を行う必要があります。

- (1) 農業者、農業者等の組織する団体、農業協同組合
 - (2) 流通・小売・飲食事業者、市町商工会、商工会議所、観光協会、まちづくりDMO等
- ★全ての事業者が「おいしが うれしが」キャンペーンに登録していることを必須要件とします。

3) 対象品目

県内で生産されている園芸作物で、県内の地域名を冠するなど、当該作物を発信することで、地域の活性化に貢献すると考えられる作物および当該作物を原料とする加工品を対象とします。

4) 補助対象経費、補助率および補助限度額

補助対象経費は以下のとおりで、補助率1/2以内、補助限度額500千円です。

- (1) 対象品目のブランドの構築にかかる経費
 - ・コンセプト検討会議の開催（専門家謝金・旅費、資料印刷費、通信運搬費、消耗品費）
 - ・コンセプトブック・ロゴデザイン等作成（企画料、デザイン料、写真撮影費、ライター謝金）
 - ・商標登録（弁理士手数料、登録経費）
- (2) 対象品目の魅力発信にかかる経費（(1)に基づく取組に限る）
 - ・広告宣伝費（対象品目にかかるPR資材（のぼり、チラシ、ポスターなど）の作成費）
 - ・商談会出展費（出展料、ブース装飾費）

5) 応募方法

令和2年(2020年)4月28日(火)までに下記の書類を滋賀県農政水産部 食のブランド推進課に提出していただきます。

- (1) 「おいしが うれしが」園芸品目のブランド力強化事業計画書
- (2) 補助事業内容に関する補足説明資料
- (3) 企業概要の分かる書類（会社案内パンフレット等）

6) 助成対象者の決定

5)による書類を受理した後、別に定める審査基準により審査を行い、全ての基準を満たし、評価点が高い者から予算の範囲内で助成対象者を決定させていただきます。

※当該書類を提出いただいても助成対象とならない場合があります。また提出された書類は返却しません。

◆審査基準のポイント

- ・当該園芸作物のブランド化で地域の活性化が図れる計画となっているか
- ・生産体制が強化される見込みがあるか
- ・事業の新規性、必要性、有効性、確実性など

【問合せ】

滋賀県 農政水産部食のブランド推進課 地産地消係
大津市京町四丁目1-1 県庁 本館4階
電話 077-528-3891
E-mail gc01@pref.shiga.lg.jp